

第二節 公事作法伝習の過程

表1には、仁安元年(一一六六)から承安四年(一一七四)、安元二年(一一七六)、治承四年(一一八〇)から文治元年(一一八五)までの経房の日記記事から、主に儀式作法の伝習に関わるものをぬき出してまとめた。この間を、名家の先達からしばしば教えを受けた初期の段階から、弟や聳とのつながりを深めた時期、師に就いた時期を経て、経房が諷諫を与えるようになる時期までの、四時期に区切って詳しく見ていくことにしたい。

①第I期 仁安元年～承安二年(一一七二)

日記(吉部秘訓鈔を含む)が残っているのは仁安元年以降であるため、表1では経房の位官は正五位下・勘解由次官・上西門院判官代・藏人から始まっているが、『公卿補任』によればそれ以前の官歴は次のようになっている。

久安六年(一一五〇)六月 藏人に補される(元撰政治家勾当)

同年七月 叙爵

仁平元年(一一五二)七月 伊豆守に任ぜられる

保元二年(一一五七)八月 勘解由次官を兼任する

同年一〇月 従五位上に叙される

同三年二月 皇后宮権大進を兼任

同年十一月 安房守に遷任

同四年二月

上西門院判官代となる

永暦二年(一一六二)四月 正五位下に叙される

長寛二年(一一六四)二月 安房守を辞し、猶子有経をもって申

任す

仁安元年(一一六六)三月 昇殿

八歳で叙爵、一五歳で勘解由次官と皇后宮権大進に任ぜられている。任皇后宮権大進は統子内親王の立后に伴うもので、翌年院号上西門院により経房もその判官代となっている。先述したように勘解由次官や官司は名家の人びとがたどる官職であったから、経房は順調に名家としての歩みをたどっていたといえる。

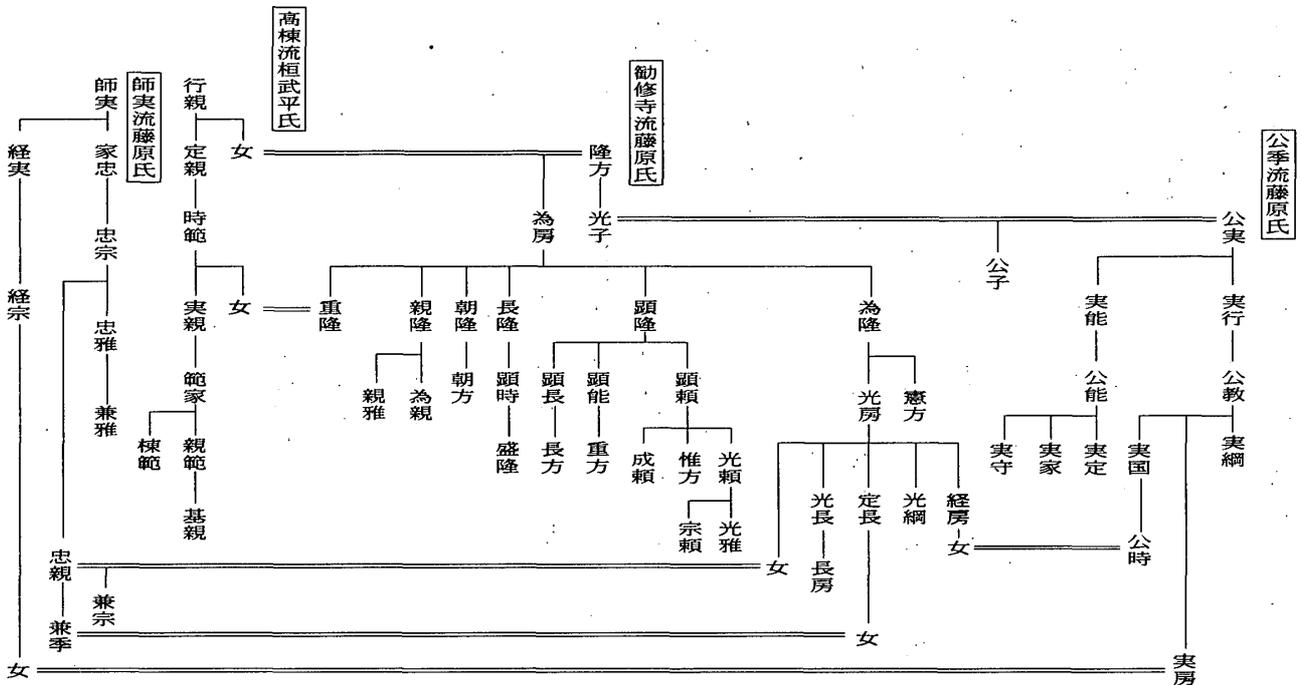
仁安元年八月二七日に六条天皇のもとで五位藏人となり、本格的な実務官人生活が始まった。当時の藏人頭には藤原朝方・藤原実家、五位藏人には藤原長方がいた。実家は公季流、朝方・長方は勧修寺流であった。経房は早速九月初めに平親範や藤原忠親に職事故実を尋ねている。また、藏人となって最初の儀式である吉書の作法に関して兩人から習うとともに、不明な点については藤原成頼の近例を参考にしたり、朝方に家習を尋ねたり、「先人記」〔故三言記〕を引勘している。

「先人記」は、いうまでもなく経房の父光房の日記である。光房は経房が一二歳のころに卒去したから、直接の教えを受けるわ

けにはいかず、日記を引勘することで不審を散じようとしたようだが、所見なく参考にはならなかった。

成頼と朝方は勸修寺流に属し、それぞれ経房の曾祖父為房の男である顕隆と朝隆の子孫にあたる。成頼は顕頼(顕隆男)の男で長家流の俊忠女を母とするが、兄光頼の猶子となった。勘解由次官、皇后宮(統子内親王)権大進、五位藏人、中宮(二条天皇中宮妹子内親王)大進、藏人頭を歴任するいっぽうで弁官歴(右少弁、左中弁)を有し、仁安元年八月に参議についたばかりの三十一歳(経房より七歳年長)だった。朝方は朝隆の男で春宮(守仁)二条権大進、五位藏人、造東大寺長官、藏人頭などを歴任しながら、左少弁から右大弁までの弁官を経た。仁安元年当時頭弁で、三十二歳であった。五位藏人を経た勸修寺流には成頼、朝方のほかに惟方・行隆・重方・為親などがいたが、経房がふたりを参考にすべき先達として選んだのは、朝方が当時の藏人頭、成頼がその前任者であったためであろう。

平親範は高棟流桓武平氏に属し、経房の妻の兄に当たる。また、のちに親範の女は経房の男定経の室となった。「故三品記」とは経房の妻の父、すなわち平範家の日記である。範家は為隆女を母とするから、範家・親範の流れは高棟流桓武平氏のなかでも為隆流とつながりが深い。範家は、治部少輔、春宮(体仁)近衛権大進、五位藏人、木工頭、勘解由次官、右衛門権佐、藏人頭などを歴任し、弁官歴(右少弁、右大弁)を有し、三事兼帯を果たした。保元二年に従三位に叙されたが、平治元年に出家し、応保元年(一一六二)入滅した。親範は、勘解由次官、五位藏人、皇后宮(統子内親王)大進、藏人頭などを経ると同時に、弁官歴(右少弁



系図 2 経房関係略系図

註 作図の都合上、兄弟関係の正確でない部分がある。

（左中弁）を有し、仁安元年当時三〇歳で参議の座にあった。本来、範家が生きていれば、聳たる経房はその諷諫を受けることができたはずであった。経房と範家女との間の子定経は保元三年（一一五八）に誕生しているから、遅くとも経房が一六歳のころには範家女との婚姻が成立していたことになる。経房は、範家が薨ずるまでの数年間に範家から諷諫を受けたこともあった。しかし、範家が薨じてからは範家の日記を参照したり、親範を通じて範家の説を聞いたりするしかなかった。親範は、経房にとって義兄にあさわしい頼りになる存在だったと考えられる。承安四年（一一七四）六月に出家した親範を八月一九日に大原に訪ねた経房は、親範に直面して随喜の涙を流している。親範は出家後も経房に諷諫を与えるなどして、第Ⅳ期まで一貫してふたりのつながりは保たれた。

藤原忠親は師実流に属し、左衛門佐、五位藏人、右少将、藏人頭、中宮権亮などを経て、仁安元年当時三六歳で、正四位下参議、左中将であった。日記に『山槐記』があり、『貴嶺問答』を書いている。後述するように経房は治承四年頃から忠親にしばしば公事作法に関する教えを受けるようになるが、第Ⅰ期はまだ師事していたわけではなさそうである。経房が忠親にときおり作法を尋ねているのは、忠親が経房の姉妹を妻とし、経房の弟隆遍を猶子（¹⁴）として経房と親昵の間柄であったことと、この当時から忠親の有職の間こえが高かったことがあるのだろうか。

経房は仁安二年正月三〇日に右衛門権佐となった。当時の検非違使別当は正三位権中納言左衛門督藤原隆季、左衛門権佐は正五位下藤原長方、右衛門権佐は正五位下藤原盛隆で、衛門権佐は勸

修寺流が占めていた。宮崎康充氏によって「十一世紀初頭より検非違使佐は大部分がこの三家（勸修寺流・内麻呂流・高棟流平氏——引用者註）から補任され、時代が下るほどその傾向が強くなるのである」（¹⁵）と指摘されているとおり、勸修寺流の人びとは早くから検非違使佐を官途に加えていた。ところが、経房の祖父為隆と父光房は検非違使佐を経ておらず、経房は父祖二代の日記に頼るわけにはいかなかった。そこで曾祖父為房とその父隆方の日記や伯父憲方の記録を参照している。また、傍系親族である顕隆・重隆・朝隆などの日記も利用された。なかでも重隆によって書かれた記録が比較的多く引勘されている。

勸修寺流藤原氏には検非違使佐に関する説が豊富に蓄えられていた。それらは、日記として文字を媒介に伝えられるとともに、父祖や姻戚から口頭伝達や所作の形で伝えられて子孫の身体に蓄積されていた。そうしたことは、『吉記』の仁安三年二月一六日・嘉応元年六月二三日・安元二年五月二八日条などによって窺える。経房は、なにか不審が生じた際には諸説を尋ね、日記に整理して記している。たとえば、仁安三年二月一六日の非常赦の際に廷尉佐が狩胡籙を帯するかどうかについて疑義が生じた。家のなかには両説があった。諸説は次のようにまとめられる。

故按察使（顕隆）とその子孫：・顕隆は季綱（顕隆の室は季綱女）の説に就いて狩胡籙を帯せず、顕隆の子孫顕頼以下もみな帯せず。

二条右金吾（重隆）・・・為房の諷諫に就き毎度帯す。
左少弁為親・・・故四条相公（親隆）のあとを継いで帯す。
故冷泉（朝隆）・・・平胡籙を帯す。

頭刑部卿(憲方)：狩胡録を帯していたらしいが確かではない。
大府卿(為房)：永保三年非常赦のとき、弓箭を解かなかつた。
た由の記録あり。

但州(隆方)：康平二・三年の両度、胡籙を帯す。

特に注目されるのは、為親について「左司郎殊有執氣、且随之彼諷諫、当職事偏伝彼説々故也」とあることである。そのことば通り、経房は衛門権佐に在任中、為親からしばしば諷諫を受けていた。また検非違使別当であった平時忠にも尋ねている。安元二年五月二八日条では、経房が廷尉佐であった当時、着鉢政における廷尉佐の笏と扇の持ち手と歩行の作法について為親と時忠の説を用いたことや兩人から口伝を受けたことについて記している。

為親は勸修寺流に属し、親隆の男で、為隆女を母とする。為親の男為成は経房の猶子となっているから、傍系親族にあたるとはいえ経房とはつながりが深い。為親は皇后宮権少進、中宮権大進、五位藏人、左衛門権佐などを経て、仁安二年左少弁となったが、承安二年従四位上右中弁のときに卒去した。経房が、廷尉佐に関して偏に為親の説を伝えた理由は、安元二年五月二八日条の次のような記述によって明らかである。

故為親朝臣者、成人之時、副「嚴親隆卿」、々々々者廷尉有識、頗少「比類」、是受「二条金吾之説」、件金吾中古無双有職也、為「卿殿息」、為「平右大丞聲」、熟蒙「兩人之諷諫」、了、彼説尤可「信受」歟、故右中丞ハ、當時先達等習礼之時、用「先達人」歟、すなわち、為親は親隆の説を受け継いだ、親隆は比類少ないほどの廷尉の有職であった。親隆は兄重隆の子となつてその説

を受けたが、重隆は中古に双無き有職であつた(18)。というのも、重隆は為房の息として平時範の智として兩人から諷諫を受けているからである。つまり、為房の諷諫が重隆や親隆を経て為親へと受け継がれているということである。経房は以上のような認識に基づいて為親を高く評価していたのである。重隆の日記が多く利用されているのも、右のような理由からである。

平時忠は、高棟流桓武平氏に属し、刑部大輔、右衛門権佐、左衛門権佐、五位藏人、藏人頭、参議、右兵衛督、右衛門督を経るいっぽうで弁官歴を有し、嘉応元年当時正三位権中納言であつた。前年には検非違使別当の官旨を受けていた。経房は廷尉佐の経験を有する使別当としての時忠に尋ねたということであろう。また、仁安二年九月二八日条や嘉応元年三月十三日条では高棟流桓武平氏の行親や「天治実親」の例が参照されている。行親は長暦年間に、実親は天治年間に、右衛門権佐の任にあつたから、それらの例が引き合いに出されているのである。

嘉応二年正月一八日になると、経房は左少弁を兼任した。同年七月に左衛門権佐を辞するまでの半年間ではあつたが、「至極之朝奨」(19)といわれた三事兼帯を果した。弁官構成は次のようになった。

左大弁 藤原実綱(公季流)
右大弁 藤原俊経(内麻呂流)
左中弁 藤原長方(勸修寺流)
右中弁 藤原為親(勸修寺流)
権右中弁 藤原重方(勸修寺流)
左少弁 藤原経房(勸修寺流)

右少弁 藤原兼光(内麻呂流)

実綱以外の弁官は名家に属する人びとであった。勸修寺流は朝隆(保延三年(一一三七)任左少弁)以降、内麻呂流は有信(寛治六年(一〇九二)任左少弁)以降、桓武平氏は範家(久安四年(一一四八)任左少弁)以降に、ほぼ恒常的に弁官を出し始めており、一二世紀半ばには弁官が名家によって占められる状態になっていたのである。ただし、完全に他氏を排除するには至っていなかった。経房が、長方・重方・為親・成頼などの勸修寺流や内麻呂流の俊経といった名家の先達に尋ねるだけでなく、実綱や源雅頼からも弁官作法について聞いている(五月九日・二一日条)のは、そのためである。源雅頼は村上源氏に属し、中納言雅兼の男で、保元元年(一一五六)左少弁から始まって、権右中弁、左中弁、右大弁を経て、嘉応元年に左大弁を去り権中納言に昇るまで一三年間余りの弁官歴を有した。実綱は公季流に属し、内大臣公教の男で、仁安二年に右大弁に直任され、雅頼のあとをうけて左大弁となった。

弁官に就いてから経房は、特に成頼から諷諫を受けることが多かった。承安二年二月に権右中弁に任ぜられて間もなく、成頼を訪ねて列見や政のことなど種々の公事に関する話を聞いていることなどから、経房が成頼を頼りとしていたことが窺える。成頼は、平治元年(一一五九)五月右少弁から始まって、権右中弁、右中弁を経て、仁安元年(一一六六)六月に左中弁を離れるまでの七年間の弁官歴を有するから、弁官作法を尋ねる一門先達としてふさわしかったのだろう。成頼とほぼ同時期に弁官を勤めた朝方も諷諫を受けるには適当な人物だったと思われるが、朝方は権右中弁を

経ていなかった。

以上のように、第Ⅰ期は、経房が五位藏人・檢非違使佐・左少弁(↓権右中弁)を任ぜられ三事兼帯を果たして実務官人として活躍した時期で、名家の先達から教えを受けながら公事を奉行した時期である。後述する第Ⅱ期以降に比して、為隆流以外の傍系親族(なかでも為親や成頼)から教えを受けることが多かった。本格的な実務官人生活に入った大事な時期であるにもかかわらず、頼りになるべき直系の父祖や兄たちはみな死去しており、日記や記録類しか残されていなかった。松蘭斎氏によれば、経房が先例引勘に日記を利用する場合には、直系の父祖の日記に比重を置くとともに、経房の大叔父にあたる人びとの日記もかなり引勘されているという²⁰⁾。加えて舅平範家の日記も使われた。このような故人の残した日記から得られる先例や故実が重要であることは当然だが、なんといつても公事作法は先達から教えを受けたり口伝を聞いたりすることが大事とされたから²¹⁾、経房にとっては傍系親族の為親・成頼や姻戚の平親範が頼りだったに違いない。

②第Ⅱ期承安四年(一一七四)～安元二年(一一七六)六月

第Ⅱ期は、経房の日記が承安四年の二三月と八・九月および安元二年の四月から六月までしか残っていないので、実質は七か月間しかない。しかし、経房が弟・男・聳など身近な親族との交遊を深めたという点で一時期として区切るべきだと考えた。当該期は権右中弁(安元元年二月八日以降は右中弁)だけを勤めていればよく、第Ⅰ期の三事兼帯の忙しさから解放され、第Ⅲ期に藏人头・参議などの重職や高倉院別当に補されるのを前にした、比較的に余裕のある時期であった。

承安四年二月一四・一六日条は、第Ⅱ期を象徴する記事である。一四日には弟隆遍の伝法灌頂後朝の儀がおこなわれ、経房の弟三人(兵部権少輔光綱・前皇后宮大進光長・日向守定長)、男の安房守定経、甥の讃岐少将平時実などが一堂に会した。一六日には、経房は、時実、定経、定長や親友等六、七人を伴って平氏ゆかりの寺廻りをしたあと、勘解由小路の亭に向かつて甥の公時に会っている。時実は高棟流桓武平氏で時忠一男にあたる。もうひとりの甥公時は公季流藤原氏で実国の男である。当時一八歳、正五位下侍従であった。

承安四年には、しばしば弟たち(兵部Ⅱ光綱、大進Ⅱ光長、日州Ⅱ定長)や甥の拾遺(公時)と文事が催された。特に二月から三月にかけて次のように関連記事が多い。(〈内は双行注。〉)

二月一九日 拾遺・大進・兵部・日州等不慮来臨、菅長守又来、

賦一首、入夜分散、

三月一日 右少弁有詩合一、題云、花鏡老人家(春字)

三月六日 成光朝臣来、談文道事、

三月一〇日 拾遺・兵部、自去夜一宿、日州来臨、文士二両元

自在之、有連句之興、又賦一首郊居言志、勅、

三月一四日 朝間肥州来臨、談文道事、

三月二一日 拾遺来臨、有聯句一、

三月二三日 大進以下親賓来臨、展詩席、へ題云、花林似画図、

探韻、有連句一、入夜分散、

三月二四日 今日賦一首春深持相家、題中、兵部日来來宿、

日州去夜宿侍、仍所相企也、非無興而已、

三月二九日 但拾遺会送詩題二云、春尺視聽中、題中、

経房は、儒士の藤原成光や肥州(藤原光経)と文道を談ずるほか、右少弁平親宗²²家の詩合に弟三人とともに出席したり、弟と甥公時を交えて連句をおこなったりしている。光綱は『尊卑分脈』によれば経房のすぐ下の弟ということになっている。民部卿光忠女の阿波内侍を母とし、『兵範記』保元元年八月六日条によれば、経房と同年齢である。関白家勾当、六位藏人を経て、第Ⅱ期当時は兵部権少輔であった。のち兵部大輔、中宮(平徳子)大進、左京権大夫、五位藏人となった。光長は経房と同母で、経房より一歳下である。兵部権少輔、中宮(育子)権大進・大進、皇后宮大進などを歴任し、安元元年一二月に右衛門権佐に任ぜられた。のちには三事兼帯を果たし、藏人頭、興福寺長官、参議、右大弁、勘解由長官などを歴任した。定長の母は丹後守藤原為忠女であった。経房より六歳下で、安元二年に日向守から安房守に転じた。定長も三事兼帯したのち、造東大寺長官、藏人頭、修理左宮城使、参議、左・右大弁、讃岐権守、勘解由長官などを勤めた。

こうして第Ⅱ期には弟や甥と文事を通じての交遊が深められ、公事作法についても経房から弟たちに諷諫が加えられるようになった。作文や連句は単なる遊びではなく、稽古であったと考えられる。弁官のような文書を掌る官職には詩をつくる才能が求められる²³。藏人や勘解由使、衛門権佐などにも平安時代初期より文章生もしくは文章得業生の出身者が任ぜられる傾向があった²⁴から、これらの官職を世襲的に勤めるためには紀伝道に通じておくことが必要だったのである²⁵。

③ 第Ⅲ期 治承四年(一一八〇)〜寿永元年(一一八二)四月ころ

安元二年七月以降治承四年初めまでの日記は、ごく一部を除い

て欠けている。この間経房は、治承元年一二月に内蔵頭に、同三年一〇月に蔵人頭と左中弁に任ぜられた。おそらく頭弁就任を契機に左府藤原経宗と堀河納言忠親に師事するようになったのだろう⁽²⁶⁾。さらに養和元年(一一八一)暮れには参議・左大弁に任ぜられた。参議大弁ともなれば儀式の上卿を勤めなければならないことも出てくる。ますます公事作法に熟達する必要性に迫られたことが、兩名と経房との師弟関係が深められた理由としてあげられる。

藤原経宗(27)は、大炊御門流に属し、正二位行大納言経実の男で従三位公子(春宮大夫藤原公実と勤修寺流藤原光子の女)を母とする。摂政太政大臣師実の孫にあたる。右少将、左中将、蔵人頭などを経て、久安五年(一一四九)参議、仁平三年(一一五三)従三位となった。経宗の妹懿子が雅仁親王(後白河天皇)との間に儲けた守仁親王が久寿二年(一一五五)九月に皇太子となつてから保元三年(一一五八)八月に二条天皇として踐祚するまで春宮権大夫を勤めた。その間、権中納言、右衛門督、檢非違使別当、中納言を経て、従二位権大納言に昇つていた。しかし、後白河院政を廢して二条天皇親政を実現しようとしたために永暦元年(一一六〇)阿波国に配流となった。その後応保二年(一一六二)に召還され、長寛二年(一一六四)に正二位右大臣、仁安元年に左大臣に昇つた。経宗は父経実(為房女を妻とした)と母公子を通じて勤修寺流と関わりがあるが、経房が経宗を公事の師としたのは、経宗が儀式作法に通じていたためであろう。

経宗に師事したとはいっても、治承四年から養和元年にかけては、他の用件で経宗の許に赴いたついでに公事作法を尋ねること

が多かつたのだが、寿永元年の春除目で経房が参議大弁として執筆を担当することが決まつてからは、執筆作法を尋ねることを主目的に左府の邸宅に赴くようになった。執筆作法に関しては源雅頼や忠親にも教えを受けた。経房が日記寿永元年三月六日条に「為_二参議_一奉_二仕執筆_一儀及_三三代_一、未_レ聞_二其例_一、曾祖父大府卿天永二年勤_レ之、へ一度_レ、祖父左大丞、天治大治之比勤仕及_二十度_一」と書いているとおり、経房の曾祖父が房や祖父が隆もこの役を勤めたことがあつた。参議が房は天永二年一二月の京除目の際に、参議左大弁重資の代勤として執筆を担当した。参議左大弁が隆は保安四年一二月京除目から大治三年一二月京除目までの一一回の除目執筆を担当している⁽²⁸⁾。経房と同様に、為房も為隆も別記を作成するなどして詳細な記録を残していたはずだが、執筆作法は公事のなかでも特に複雑であつたから、経房自身「為_二大弁_一勤_二仕執筆_一、尤可_レ訪_二固実_一之故也」⁽²⁹⁾と書いているように、経験豊富な有職の人から教えを受けることが必要だつた⁽³⁰⁾。

経宗は、参議左中将として久安六年一二月に一度、右大臣として長寛二年一月から永万元年正月までの二回、左大臣として承安四年正月から安元元年正月までの二回、除目の執筆を担当した。源雅頼は参議左大弁として永万元年一〇月から嘉応元年正月までの七回の除目で執筆を勤めた⁽³¹⁾。忠親には執筆の経験がない。忠親は仁安二年に権中納言に昇り、右衛門督兼檢非違使別当、中宮(平徳子)権大夫、春宮(言仁)安德大夫などを経て治承四年には正二位権中納言であつた。養和元年に建礼門院別当、寿永元年に中納言に転じた。執筆の経験のない忠親が経房からの問いを受けたのは、次に示すように左府経宗からも一目置かれるほどの

有職であつたためである⁽³²⁾。

左大弁(経房)談曰、除目執筆事申請左大臣之處、被示曰、堀河中納言(予事也)當世於公事無一失之人也、熟知執筆故実歟、汝為親昵之間、若被漏聞者我知慮之程尤恥申者、此事被嘲歟、

④ 第四期 寿永元年七月ごろ(建久四年(一一九三))

表1には日記の残る文治元年までしか載せていないが、『吉部秘訓鈔』⁽³³⁾に拠つて建久四年までを第四期とする。経房は元暦元年に権中納言に昇り、翌文治元年に大宰権帥を兼ねたが、同六年に権帥を辞して民部卿となつた。また、文治元年には関東申次となつて、源頼朝と後白河院を結ぶ役として活躍した⁽³⁴⁾。官位については、同四年に従二位に、建久二年に正二位に叙せられた。この時期には、Ⅲ期までと比較すると、経房が諷諫を与える立場に立つことが多くなつた。寿永元年八月の亮子内親王立后が契機となつた。同月一四日に亮子が皇后となり、宮司除目がおこなわれて、次のような構成になつた。

大夫正二位藤原実房

権大夫正三位藤原実守

亮正四位下高階泰経

権亮正五位下藤原公衡

大進正五位下藤原親雅

権大進正五位下藤原定経

権大進従五位下藤原長経

少進従五位下藤原家実

権少進正六位上藤原光茂

立後の前後を通して経房は、立后を奉行する予定だった藏人少輔(定長)、定長に替わつた親雅、藏人宮内少輔平親経、大藏卿高階泰経、三条大納言実房、皇后宮権大夫実守等からの問いに一々応じ、場合によっては、立后文書、「永承日記」、「永久重隆記」などの立后関連記録を貸与している。経房に問いが集中したのは、経房が仁安三年に皇太后宮大進として平滋子立后に携わつた経験を持つことに加えて、多くの関連文書を蓄えていたためであろう。寿永二年以降には、内麻呂流の兼光(頭弁)参議(右大弁)から問いを受けることが多くなつた。右少弁親経にも教えを与えた。高棟流桓武平氏の権弁基親や藏人左佐棟範からも問い合わせがあつた。勸修寺流の中では光綱や光長、定経、右佐長房のほか、傍系親族の右大弁親雅や頭右大弁宗頼からも尋ねられた。

当該期にも、「但州御記」「祖父御記」など父祖の日記から引勘することはもちろん続いた。回数はいくつか少ないが傍系親族の惟方や朝方に尋ねている。惟方⁽³⁵⁾は頭頼の男で長家流俊忠女(一条天皇乳母)を母とする。皇后宮(得子)権大進、勘解由次官、春宮(守仁)大進、権右少弁から右中弁の弁官歴、左・右衛門権佐、藏人頭、左・右兵衛督、参議などを歴任したが、二条天皇親政派として永暦元年(一一六〇)長門国に配流された折に出家した。仁安元年(一一六六)に召還されてからは歌人として余生を送つていた。朝方は、治承三年(一一七九)に権中納言、寿永二年(一一八三)中に納言、文治四年に権大納言に昇つたが、寿永二年および文治五年に解官処分を遭つてゐる。経房がふたりに尋ねているのは、「一門遺老也、尤可貴之人」「当家古老」⁽³⁶⁾としての惟方、「道之先達又家之長老」⁽³⁷⁾としての朝方を尊重してのことだったのである。

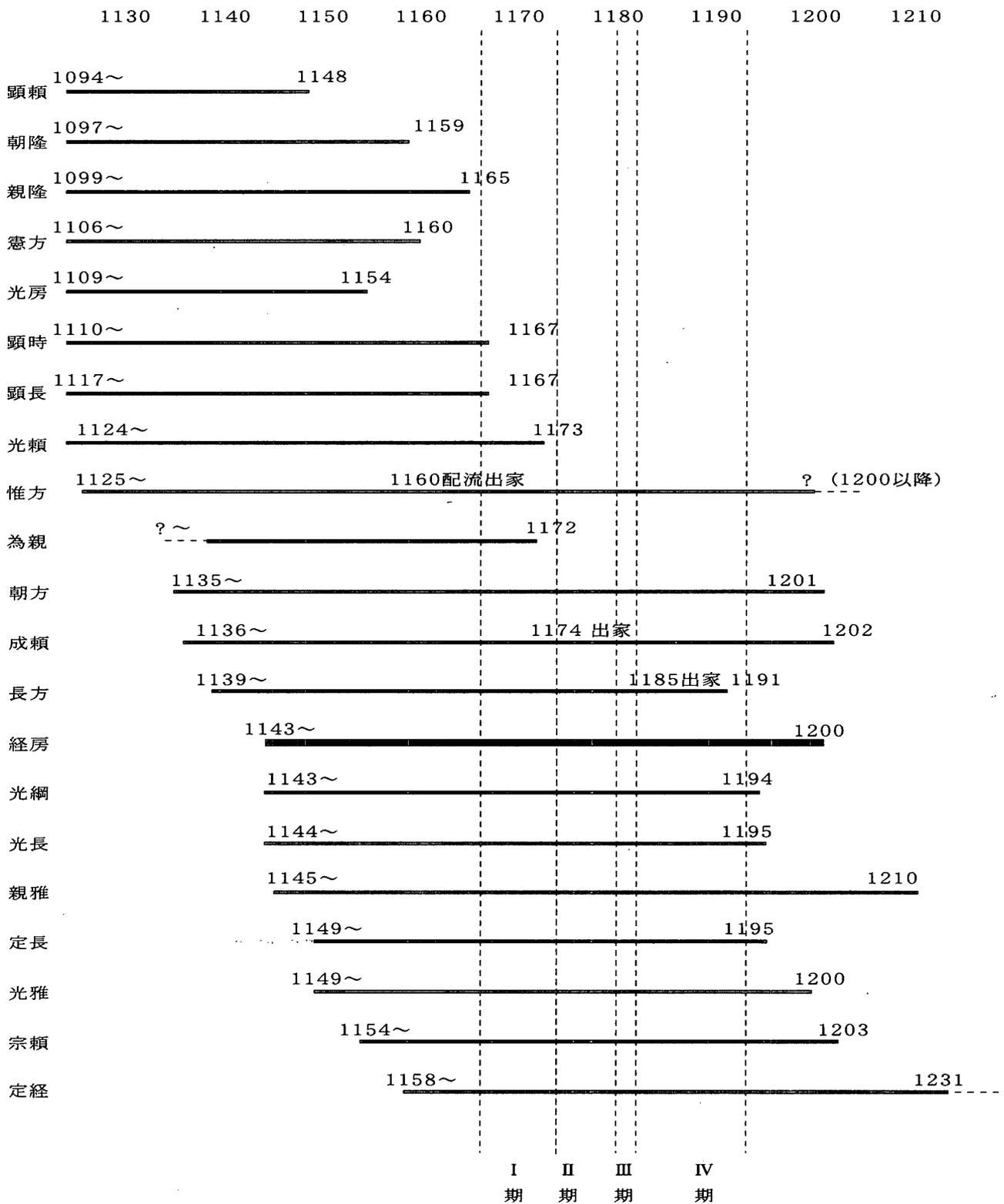


図1 勸修寺流の人びとの生死年
 註 右端以外の点線はI~IV期の始期を示す。

う。図1で見るように、一門先達が次々と死去していくなかで、惟方と朝方は長命であった⁽³⁸⁾。

経房が師から公事について教えを受けることも引き続いたが、左府経宗は文治五年に薨じた。忠親からは変わらぬ教えを受け続けた。ほかに忠親の兄にあたる忠雅や、公季流の実房にもしばしば尋ねている。忠雅は嘉応二年に太政大臣を辞しており、『吉部秘訓鈔』には「相国禪門」として登場する。経房は忠雅を「当世国老」と称してその有職を高く評価していた。建久二三年には忠雅の男右大臣兼雅とも公事に関して言談することがあった。実房は公教の男で、経房の賀公時の叔父にあたる。寿永元年に大納言実房は皇后宮大夫になり、右大将、左大将を兼任したあと文治五年に右大臣、建久元年に左大臣となった。任皇后宮大夫を機に経房と公事の問答をおこなうようになり、建久四年までその関係は続いた。実房は経房より五歳下だったが、朝儀典礼に通じていた。また、左府経宗の聳にあたった。実房は、経房からの問いに対して経宗の説や命を示している⁽³⁹⁾から、舅経宗から諷諫を受けていたことは間違いない。経房にとって実房は左府経宗に代わる存在となった。

第三節 経房のネットワーク

表2はいままで述べてきた四期について、経房が教えを受けた相手と教えを与えた相手に分けてまとめたものである。経房にとっての、それぞれの人脈の位置づけに視点を置いて考えてみたい。

① 直系の父祖

経房の曾祖父為房は永久三年(一一一五)に、祖父為隆は大治五年(一一三〇)に薨じ、父光房は久寿元年(一一五四)に卒しているから、経房が一二歳の段階ですでに直系の父祖はいなくなったことになる。経房は、「亡父之時、幼少之間不覚悟」⁽⁴⁰⁾と述べているとおり、光房が死去した時官職に関する具体的な庭訓を受けるとおりには成長していなかった。二人の兄も早世した。直系親族からの直接の教えを受けられなかった経房は、父祖の日記をしばしば利用している。しかし、常に父祖の例を参考にできるとは限らない。利用できないときにはどういった判断を下したのであるだろうか。

先述したように経房の祖父と父は廷尉佐を経ていなかった。経房は「父祖不_レ経_二此職_一、偏可_レ逐_二曾祖父之跡_一、……不_レ可_レ求_二他例_一、只可_レ逐_二曾祖之跡_一」⁽⁴¹⁾と書いて、曾祖父の例に従うべきだとしている。

嘉応元年(一一六九)三月三日条によれば、後白河上皇高野山御幸の扈従の装束について、入道大納言光頼・堀河納言忠親・大理平時忠・平相公親範らに尋ねて諷諫を受けたが、それぞれの説は異なっていた。そこで、経房は「人々諷諫各々不同、布袴・衣冠共無_レ難者、雖_レ背_二先例_一守_二家記_一着_二衣冠_一叶_二時儀_一歟、今度為_二殿上佐_一之故也、仍着_二衣冠_一」と書いて、布袴・衣冠のいずれでも難がないのなら、先例には背いても家記を守って衣冠を着す、という判断をしている。

右の二例には父祖の説にこだわる経房の考えがあらわれている。しかし、家記に父祖の例が記載されていないかどうかどうしよう

表2 経房の公事作法伝習過程

時期	主な官歴	人脈	教えるを受ける	教えるを与える
第Ⅰ期 仁安元年(1166)～ 承安2年(1172) 三事兼帯して本格的な実務官人生活のスタートした時期	勘解由次官 五位藏人 檢非違使佐 皇太后宮大進 左少弁 権右中弁	直系の父祖・子弟	隆方・為房・為隆・光房・憲方の日記や記録類を参照。	
		傍系親族	顕隆・重隆・朝隆らの日記などを参照し、親隆・顕頼・顕能らの例を参考にし、朝方・為親・長方・光頼・成頼らに尋ねる。	
		名家	高棟流桓武平氏の範家の日記や行親・実親の例を参考にし、親範・時忠から教えるを受ける。内麻呂流の俊経に尋ねる。	
		有職	忠親に教えるを請うことがあった。	
第Ⅱ期 承安4年(1174)～ 安元2年(1176)6月 弟や聳と文事の稽古を通じてつながりを深めた時期	権右中弁 右中弁	直系の父祖・子弟	為房の説を参照す。	(光綱・光長・定長と文事。) 光長・定長に諷諫す。
		傍系親族	朝方に尋ねる。光雅・盛隆と廷尉佐作法について語る。重隆の日記を引勘す。	
		名家	平範家の日記を参照。	
		その他	(菅原長守と文事。成光・光経らと文道を談ず。)	(聳公時と文事。)
第Ⅲ期 治承4年(1180)～ 寿永元年(1182)4月 重職に就き、師から公事作法の教えるを受けた時期	左中弁 藏人頭 右大弁 参議 左大弁	直系の父祖・子弟	為房・為隆の日記を引勘する。	
		傍系親族	惟方に廷尉故実を問う。長方・朝方・重方・朝隆・顕隆の例を参照し、長隆の日記を引勘す。	
		名家	平範家の例を参照し、親範の諷諫を受ける。俊経から示される。	
		有職	経宗・忠親に師事。経宗・忠親・源雅頼らから執筆作法の教訓を受ける。隆季と言談。	
		その他	公実・実守の例を参照す。	摂政基通からの諮問を受ける。藏人兼時に諷諫す。
第Ⅳ期 寿永元年(1182)7月～ 建久4年(1193) 諷諫を与える立場になった時期	参議 左大弁 権中納言 大宰権帥 民部卿	直系の父祖・子弟	隆方・為房・為隆の日記を参照。	光綱・光長・定長・定経・長房に諷諫す。
		傍系親族	朝隆の日記を参照。惟方・朝方から教えるを受ける。	親雅・宗頼に諷諫す。
		名家	平親範から示される。	内麻呂流の親経に立後のことを教訓す。兼光から尋ねられる。桓武平氏の親宗・基親・棟範から尋ねられる。
		有職	経宗・忠親・実房・忠雅から教えるを受ける。	
		その他		実房・実守・高階泰経に立後のことを尋ねられ、文書を貸与す。摂政兼実からの諮問を受ける。兼雅から尋ねられる。

もない。仁安二年(一一六七)九月二十八日の非常警固の装束に關して「曾祖父大府御抄」を引勘したが、「何年依何事警固之時被_レ帶之由」が載っていない。嘉応二年四月一六日の摂政基房の賀茂詣に際して御前作法を家記で引勘しようとしたが、「抑御前作法大府御記不_レ被_レ注之、坊城殿御記雖_レ有_レ所見、似_レ不_レ分明、先人光房被_レ勤宇治左府御前、同不_レ注作法」と、為房・為隆・光房三代の日記を見ても不分明であった。こうした場合には先達(傍系親族や姻戚)に尋ねたり、その日記を引いたりするしかなかった。

② 傍系親族

早くに父祖や兄を亡くした経房にとって、勸修寺流の人びとは、直接の教えを乞うたり日記を利用してもらうための大事なネットワークであった。表2と系図2を対照して見れば、経房が日記を引勘し、また教えを受けた勸修寺流の人びとがひとつの流れに集中することなく諸流にまたがっていることがわかる。とはいっても、勸修寺流ならば誰でもよかつたわけではない。嘉応元年六月二三日条では、非常赦で廷尉佐が胡籙を帯することについて次のように書かれている。

一門之中両説相分、然而父祖不_レ經此職、可_レ逐伯父憲方朝臣之例_一、就_二九条戸部説_一不_レ帶之云々、但未_レ見_二儲記_一、余非_二都護之子孫_一、又不_レ伝_二彼説_一、守_二大府御記_一去年帶_レ

之、二条金吾依_二彼御説_一帶之由儲所_レ記也、尤可_二指南_一歟、猶依_二不_レ審_一尋_二皇后宮權大夫_一朝方_レ之処、冷泉納言記所_レ被_二注送_一也、守_二御殿御記_一帶_レ之云々、但_二示_一合_二九条戸部_一被_二帶_一平

胡籙、子細見_二彼記_一、平胡籙頗雖_レ不_二甘心_一、用之条尤叶_一愚案、

非常赦の装束に關しては、前年(仁安三年)にも同様の疑義が生じて経房が一門諸説を尋ねたことは先述したが、あらためて経房は次のように判断している。祖父と父が廷尉佐を経ていないので、伯父憲方の例に倣うべきだが、憲方は九条戸部頭頼の説に従って胡籙を帯さなかつたらしい。自分は都護頭隆の子孫ではないしその説を伝える立場ではない。去年は大府卿為房の記録を守つて帯した。二条金吾重隆は大府卿の説により帯したと記録にあり、もつとも指南とすべきである。なお不審なので皇后宮權大夫朝方に尋ねたところ冷泉納言朝隆の記録を注して送つてくれた。それによれば、朝隆は大府卿の記録を守つて帯していたようだ。ただし九条戸部に示し合わせて平胡籙を帯したということだ。平胡籙については甘心できないが、胡籙を用いた点は自分の案に叶っている。この判断経緯から、経房が、曾祖父為房の説を最優先している(傍線部)ことと、説が分かれている場合には勸修寺流のなかでも為房説に基づいている人の説を採用しようとしていたことがわかる。

③ 名家の先達

養和元年(一一八〇)九月、経房は右大弁に補された。経房にとつての先達つまり右大弁経験者を在任年の古い方から一〇人あげると次のようである。

保元元年(一一五六)〜同一年 平範家(高棟流桓武平氏)・死去

保元三年(一一五八) 顕時(勸修寺流)・死去

永暦元年(一一六〇) 資長(内麻呂流)・養和元年二月出家

永万元年(一一六五) 源雅頼(村上源氏)

仁安元年(一一六六) 朝方(勸修寺流)

仁安二年(一一六七) 平時忠(高棟流桓武平氏)

嘉応二年(一一七〇) 実綱(公季流)・・・死去

安元元年(一一七五) 俊経(内麻呂流)

治承三年(一一七九) 長方(勸修寺流)

養和元年 重方(勸修寺流)・・・養和元年八月出家

右のうち、範家・顕時・実綱はすでに死去していたから残るのは七人だが、経房は誰から諷諫を受けたのであろうか。右大弁となつて間もなく、経房は九月二七日に大夫史小槻隆職に逢ふことになつた。その際に式部大輔俊経から、五位史座として紫帖を敷くようにと言われ、この説について先達たちに尋ねている。前納言源雅頼・左衛門督平時忠・三条納言朝方はそのことについては示さなかつた、左大弁長方も敷かなかつた、という。従つて七人中出家した二人を除いたすべての先達の説を参照していることになる。また、戸部禪門親範を通じて範家が紫帖を敷いていたことを聞いている。

当時、弁官を初めとして勸修寺流の人びとが就く官職は、名家によつてほぼ占められていたから、経房にとつての先達のほとんどは名家の人ということになる。名家三流のなかでも経房にとつて一門先達をもつとも身近であつたことは言うまでもない。次いで姻戚である高棟流桓武平氏の時忠や親範から諷諫を受けることが多かつた。

④有職

養和元年九月二七日任右大弁の慶申時、経房は烏犀巡方を用い

た。丸鞆を用いるべく諷諫する人びとがあつたが、平範家や自身の先例、堀河中納言忠親からの諷諫もあつて烏犀巡方を採用した。その忠親のことを「雖^レ非^ニ当職先達^一、時之有職」としている。経房にとつて忠親のような有職の人は先達を超えたところに位置づけられていた。だから、治承四年四月二日の中宮御禊で経房が中宮の陪膳を勤めた際に「后宫御禊役供人不^レ撤之以前、不^レ拔^レ笏之由、保元之比補^ニ宮司^一之時、平三品有^ニ諷諫^一、而昨日示^ニ合堀河納言^一之處、無^ニ甘心氣^一、仍今日拔^レ笏歸去」と、舅でもあり先達でもある平三品範家の説が忠親によつて否定されると、忠親説を用いた。その後も「予昇進以後一用^ニ納言説^一」、「予備^ニ公事^一之時編隨^ニ堀河重相諷諫^一、仍隨^ニ彼所為^一畢^ニと述べているように、経房は公事に関しては偏に忠親に従つた。

おわりに

経房の仁安元年から建久四年までの公事作法伝習に関する人脈網をみてきたわけだが、一貫して父祖や大叔父など故人の日記を引勘するいっぽうで、就いた官職に応じて相手を選び的確な諷諫を受けようとしていた。初期は傍系親族や姻戚に頼り、あとになると有職の人に広がりを見せた。図1によれば、第I期には六人いた一門先達が第II期以降には四人に減つている。経房が年を重ねていくほどに年長の傍系親族は少なくなり、逆に経房より若い世代が増えていくのは当然のことであつた。第III期以降、一門先達の数と反比例するかたちで、有職(忠親・経宗・実房・忠雅)や公季流(実守・実家・実定)などに交流相手が広がっている。経房の官位があがれば、交流相手の朝儀典礼への造詣の深さと家格の

高さが増していったのも当然だろう。

経房は、早くに父祖や舅を亡くしてもこうしたネットワークに支えられて職務を遂行できた。官職世襲化の結果、一二世紀半ば以降、低年齢化と一官職あたりの在任期間の短縮化傾向が進んだが、長い経験を積んで実務官僚としての力量を体得していく従来の態勢がくずれても、経房のような人脈網があれば、公事作法を効率的に伝習できた。同じ官職を世襲する家が姻戚関係を結ぶことも、ネットワーク作りの有効な手段であった⁽⁴⁾。今後は経房以外の例を検証して、家格の成立が公事作法伝習のネットワーク作りと同時に進化したことを明らかにしていきたい。

註

(13) 『吉記』治承四年四月二日条によれば、経房は保元三年皇后

宮権大進に任ぜられた頃に範家から諷諫を受けたという。

(14) 『山槐記』治承三年二月二四日条。

(15) 忠親と経房姉妹の間の子兼宗は長寛元年(一一六三)に誕生しているから、第I期の初めにはすでにふたりの婚姻関係は成立していた。忠親が経房弟隆遍(一一四五―一二〇五)を猶子とした時期は不明である。

(16) 宮崎康充「白河・鳥羽院政期の檢非違使佐」、四一七頁。安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館、一九八九、所収。

(17) 為成が経房の猶子になった時期は不明。承安二年に為親が卒去した後かもしれない。

(18) 実際に重隆は『雲凶抄』『蓬萊抄』などの公事作法に関する

書を著した有職の人であった。

(19) 『職原抄』五位藏人の項。

(20) 松蘭齋「勤修寺流藤原氏」、前掲註(1)書第九章。

(21) 『新任弁官抄』御願寺事(『群書類従』公事部)に「諸公事雖見諸記次第、不聞先達口伝者、猶以蒙昧也」とある。なお口伝の重要性については鈴木理恵「平安貴族社会における口伝の位置」、『日本教育史研究』二三号、一九九四、参照。

(22) 『尊卑分脈』によれば経房の弟行舜は親宗女を母とするところ。これに従って、前号四一頁の系図1で光房と親宗の間に婚姻関係があったものとしたが、行舜が誕生したとされる永暦元年(一一六〇)には光房はすでに他界している。また、親宗は天養元年(一一四四)に誕生したとされているから、その女が行舜を産むということはあり得ない。

(23) 『今鏡』(巻二すべらぎの中、釣せぬ浦々)に「顕隆と聞こえし中納言、世には夜の閑白など聞えしも、また下臈におはしける時弁になさむと思し召すに、「詩作らではいかゞならむ、四韻の文作るものこそ弁にはなれ」と仰せられければ、驚きて好みなどせられけるとかや」とある。また、『官職秘抄』弁の項、『本朝統文粹』七保安三年(二月九日藤原敦光書状、『朝野群載』卷第九大江匡衡弁官申文など)によって儒者弁・文章生弁が必ず置かれたことが知れる。

(24) 弥永貞三「仁和二年の内宴」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九六二)、工藤重矩「藏人所の文学的活動について―宇多・醍醐・村上朝を

中心に―」（『国語と国文学』四九一六、一九七二）、鈴木理恵「文章生の氏族固定―参議中の文章生・文章得業生出身者の官歴分析―」（『中国・四国教育学会教育学研究紀要』三一、一九八六）、宮崎康充、前掲註（16）論文、四二五頁。

(25) 経房、定長、定経、光頼、親雅、宗頼などは「文人」として作文に出席しており（『玉葉』文治三年二月九日・二七日条、『台記』久安三年八月二九日条など）、漢文学に通じていたことを窺わせる。なお「文人」については、工藤重矩「平安朝における「文人」について」（『平安朝律令社会の文学』、ペリかん社、一九九三）を参照。

(26) 忠親の日記『山槐記』によれば治承二・三年（『吉記』の欠けている部分）に経房が忠親に師事した経緯を示す記事はない。ただ、治承三年一月四日条の「今日頭弁（経房）被（来入）」という記事や同月一九日に行われた賀茂臨時祭で神楽を止めた件について後日経房が忠親に「依（雨無）御神楽」、有（先例）之上計（近日之體）所（申）止也」と理由をわざわざ申し送っていることなどから、頭弁に補されたことが契機になったと考えられる。

(27) 経宗については、松島周一「藤原経宗の生涯―後白河院政と貴族層について―」、『愛知教育大学研究報告』四二（人文科学編）、一九九三、参照。

(28) 内閣文庫蔵『叙位除目執筆抄』（函架番号古一―三七）による。また、吉田早苗「大間成文抄」と『春除目抄』付表『大間成文抄』『春除目抄』にみえる叙位・除目の実例の分布」（『土田直鎮先生還暦記念論文集』、吉川弘文館、一九八四、

所収）を参考にした。為隆の場合は叙位執筆をいれれば一七回になる。『吉記』に「天治大治之比勤仕及二十度」とあるように、天治・大治年間の除目執筆のみであれば一〇回となる。

(29) 寿永元年二月八日条。

(30) 名家の人びとのなかにも除目執筆の経験をもつ平親範（嘉承二年正月の県除目で参議として執筆を勤めた）や長方（治承四年一月と養和元年三月の除目で執筆を担当した）がいたが、経房がふたりに執筆作法を尋ねた形跡は見られない。『蟬冕翼抄』執筆仁事は、「或抄云」として参議大弁が執筆を勤める場合には、左大臣の作法を用いるべし、という説を引いている。こうした説が流布していたために左大臣経宗の教えを必要としたのかもしれない。

(31) 前掲註（28）。

(32) 『山槐記』除目部類寿永元年正月一四日条。

(33) 内閣文庫蔵『吉部秘訓鈔』、函架番号一四四―三五六。

(34) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」、『史林』六七―三、一九八四（同『院政の研究』、臨川書店、一九九六、所収）。

(35) 惟方については、高崎由理「藤原惟方伝」、『立教大学日本文学』五九号、一九八七、参照。

(36) 『吉記』寿永元年三月一三日条、寿永二年七月一日条。

(37) 『吉部秘訓鈔』文治二年一月二七日条。

(38) 成頼についても、第Ⅰ期に経房との関わりが深かったことや比較的長命であったことを考えると、第Ⅲ期以降に経房に諷諭を与える一門先達として登場してよさそうだが、承

安四年(一二七四)出家して高野山に入っていた。

- (39) 『吉部秘訓鈔』文治四年四月一六日条、建久三年正月七日条、建久二年一月一九日条、建久三年正月二〇日条など。

- (40) 『吉部秘訓鈔』文治四年三月二日条。

- (41) 『吉記』仁安三年二月一六日条。

- (42) 『吉記』寿永元年八月二二日条、『吉部秘訓鈔』文治四年四月八日条。

- (43) 鈴木理恵「名家の形成と公事情報の交換」、「日本歴史」六五八、二〇〇三。

前号(第六一号)の訂正(傍点部が誤りで傍線部が訂正後)

- ① 四一頁一七行目

誤 姻戚(名家の清華など) 正 姻戚(名家・清華など)

- ② 四一頁系図1

正 勸修寺流藤原氏隆方の妻は、高棟流桓武平氏行親の女

- ③ 四二頁表1仁安元年経房の経歴

誤 上西門判官代 正 上西門院判官代

- ④ 四二頁表1仁安元年勸修寺流(為隆流以外)の項

誤 93吉書の事、頭弁(朝方)に家習を尋ねる。

正 93吉書の事、頭弁(朝方)に家習を尋ね、新相公(成頼)

の近例を参照する。

- ⑤ 四二頁表1仁安元年師の項

誤 93二条相公(忠親) 正 93三条相公(忠親)

- ⑥ 四二頁表1仁安二年経房関係および勸修寺流(為隆流以外)の項

誤 523 正 522

- ⑦ 四五頁表1承安四年内麻呂流の項

誤 214右中弁(俊経) 正 214右大弁(俊経)

- ⑧ 四六頁表1安元二年

誤 為隆流(直系・兄弟)の項の「笏と扇の持ち手、……経房

衛門権佐当時故右中弁(光房)の説に依る。」

正 「笏と扇の持ち手、……経房衛門権佐当時故右中弁(為親)

の説に依る。」としたうえで、勸修寺流(為隆流以外)の項

の「528着欽政。」のあとに移動する。

- ⑨ 四九頁表1寿永元年経房関係の項

誤 84……三条中納言に仁安立后定……

正 84……三条大納言に仁安立后定……

- ⑩ 五一頁表1寿永二年

誤 経房関係の項の「1223官掌名簿につき、前中納言の諷諫

あり。」

正 「前中納言(朝方)」としたうえで、勸修寺流(為隆流以外)

の項に移動。

- ⑪ 五二頁註(1)一〇行目

誤 享楽真帆子 正 京楽真帆子